

# 「障害者差別解消法」

# 一共生社会の実現をめざし、 成立までの経緯と法律の概要、展望を解説―

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別を禁止し、合理的な配慮を行うことが事業者に求められています。高齢社会が進み、高齢者やおからだの不自由な方の社会参加が一層進む昨今、各事業者が適切な対応をしていただくためには、正しく法律を理解する必要があります。第一部ではどのようなことが「不当な差別的取り扱い」にあたるのか。求められる「合理的な配慮」とは。「障害者差別解消法」について、成立の背景や概要を中心に解説いたします。

アビリティーズは、2001年に全国の主要な障害者団体等と連携し、法律制定をめざして、「全国ネットワーク」を組織し、国会内外で運動を展開してきました。法律は2013年に国会で成立し、2016年4月施行されました。

この「障害者差別解消法」について現場でどのような対応をすることが、本当の意味での「差別をなくすこと」につながるのかを第2部では考えていただきます。法律では合理的配慮が求められていますが、これを考えるうえで必要なことは障害理解と実質的平等です。障害にもさまざまな種類があり、その特性や実態に応じた合理的配慮をどのように提供していくのか、は大きな課題です。

法律の趣意や政府の取り組み、また、社会全体に徐々に始まっている変化についてお話しするとともに、「自分も配慮を必要とする人になるかもしれない」という気づきを持ちながら、障害のある方への接し方・対応の仕方を考えていただきます。

日程:2018年7月26日(木)18:30~20:30

会場:アビリティーズ 本部 セミナールーム (裏面地図参照)

(渋谷区代々木4-30-3 新宿ミッドウエストビル)

参加費:無料 定員:30名(事前にお申込みください)



### 講師:伊東弘泰

NPO法人日本アビリティーズ協会会長

アビリティーズ・ケアネット株式会社 代表取締役会長兼社長

(一社) 障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク会長

元内閣府·障害者政策委員会差別禁止部会副部会長/元·早稲田大学客員教授



#### 講師:松尾敬徳

NPO法人日本アビリティーズ協会 理事・事務局長 アビリティーズ・ケアネット株式会社 取締役

(一社) 障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク理事

## FAX送信 日本アビリティーズ協会行

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、

FAX.03-5388-7208 に送信下さい。

#### 7月26日(木) 障害者差別解消法講演会 参加申込書

ふりがな		電話	
お名前		FAX	
		E−mail	
ご住所	(ご自宅・勤務先) 〒		
勤務先名称		部署•役職	

#### ◆個人情報の取扱について

ご記入いただいた個人情報は、講演会のご案内、受付以外の目的には使用いたしません。 なお、取得・保有した個人情報につき適切な保護措置を講じます。

### 講演会会場案内

アビリティーズ 本部 セミナールーム

住所/東京都渋谷区代々木4-30-3 新宿ミッドウエストビル1階

電車/JR新宿駅南口より徒歩約15分、 京王新線初台駅東口より徒歩約5分、 小田急線参宮橋駅より徒歩約10分、 都営地下鉄大江戸線都庁前駅より徒歩 約8分

※ 駐車場はございません。近隣のコインパーキングをご利用ください。



